_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

(七) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律(一)~(六) 略	支障を及ぼすおそれが少ないこと。われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全にお該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行3 次に掲げる工作物	1 仮設の工作物(3に掲げるものを除く。)ること。	別表第一(第十三条関係) 二~三 略	中 略
(七) 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三(一)~(六) 略	支障を及ぼすおそれが少ないこと。われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行3 次に掲げる工作物	1~2 略ること。 建築物その他の工作物(以下単に「工作物」という。)を新築す	別表第一(第十三条関係) 二~三 略	中 略 改 正 前

の規定により漁港施設とみなされた施設第百三十七号)第三条に規定する漁港施設又は同法第六十六条

(八) ~ (三十四) 略

4 ~ 5 略

二~十四略

別表第三(第十六条、第十七条、第三十二条関係)

もの 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げる

1 4 略

5 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハイに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされたいる施設又は同条の規定により漁港施設とみなされたをで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号、よる許可を受けて設置されたもの(条例第十七条第四項の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築するこれ。

管理規程に基づき標識を設置すること。 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港

7~28 略

二~九 略

十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの

とみなされた施設条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設

(八) ~ (三十四) 略

4 5 略

二~十四 略

別表第三(第十六条、第十七条、第三十二条関係)

工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げる

もの

1 4 略

5 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イから のを含む。)を改築し、又は増築すること。

識を設置すること。 6 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標

7~28 略

二~九 略

十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの

であつて次に掲げるもの 水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること 区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する

1 6 略

管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又 は廃水を排出すること 漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条に規定する漁港

8 11 略

<u>+</u> 略

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

1 施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第六十三条第一項 四条において準用する場合を含む。)に規定する行為又は森林法 二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又 第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為 る同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十 は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内におけ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の

2 10 略

十三

略

十三

略

1 6 であつて次に掲げるもの 水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者 略

区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する

8 \(\sqrt{11} 略

を排出すること。

<u>十</u> 略

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

1 四条において準用する場合を含む。)に規定する行為又は森林法 第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為 施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第二十二条の十一 る同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十 は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内におけ 一第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の

2 \sqrt{10} 略